

理 由 書

本件は、北茨城市・高萩市の 2 市で構成される高萩・北茨城広域事務組合が運営するごみ処理施設の整備のため、都市計画決定を行うものである。

北茨城市では、昭和 54 年から北茨城市清掃センター（北茨城市関本町）において、ごみの処理を行っているが、稼動開始から約 40 年が経過し、一般的なごみ焼却施設の耐用年数（20 年）を大きく経過しており、設備・機器類の経年的損傷が大きくなるなど老朽化が著しく、毎年度 1 億円以上の修繕料を投じて延命化を図りながら稼動している状況である。そのため、平成 26 年度には「環境施設等整備検討審議会」から「清掃センターの更新が必要である」との答申が出されている。

また、高萩市においては、自市でごみ焼却施設を所有しておらず、資源物を除くほとんどの一般廃棄物を民間処理事業者に委託しており、東日本大震災発生時には災害廃棄物の処理に苦慮した経験がある。

このような状況の中、両市においては、「(仮称) 高萩市・北茨城市広域ごみ処理施設整備基本計画 (案)」を策定し、環境負荷の軽減、災害時の役割、循環型社会の推進、熱エネルギーの効率的回収及び広域化による財政負担の軽減を総合的に判断した結果、収集運搬費に偏りが生じない両市境付近にあり、防災上の危険性が少なく、施設整備に必要な用地面積が確保できる北茨城市中郷町小野矢指字長原地内に新広域ごみ処理施設を整備することとした。

これらのことから、北茨城市、高萩市の一般廃棄物を適正に処理するとともに、廃棄物を資源として有効活用することで、循環型社会・低炭素社会を形成し、もって住民福祉の向上に資するため、都市計画ごみ焼却場を決定するものである。